

令和7年度四季を通じた蔵王エリアの魅力プロモーション業務委託 基本仕様書

1 業務名

令和7年度四季を通じた蔵王エリアの魅力プロモーション業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

本県の中核的な観光地である蔵王エリア（※）において山をはじめとする自然がもたらす多彩な魅力に着目し、温暖化やインバウンド需要の拡大を踏まえた新たな樹氷観賞地や霧氷・氷瀑などの観光資源、冬だけではない四季を通じた山岳リゾートとしての蔵王エリアの魅力発信動画の制作及びプロモーションを実施することにより、蔵王エリア全体の魅力の底上げと年間を通じた持続可能な観光受入態勢の整備を図る。

※本業務における「蔵王エリア」とは、「山形市の蔵王温泉（温泉街や周辺ゲレンデを含む）、上山市の蔵王坊平・蔵王猿倉」を指す。

《本業務における課題意識》

近年、日本国内各地でインバウンドの急激な伸びに伴うオーバーツーリズムが課題となっている中、蔵王においても冬季の樹氷鑑賞客がロープウェイへ押し寄せて長時間の乗車待ちが発生する等の課題が生じており、官民で改善の取組みが進められている。他方で、過去に発生した蔵王のオオシラビソ林の大規模な枯死を受け、樹氷を形作るオオシラビソ林の再生に向けた取組みも官民連携で進められているが、再生には概ね70年以上もの長い時間を要するとされている。

上記の状況を踏まえた対応策の一つとして、冬季の局所的なインバウンド需要を、同時期の蔵王エリアにおける他地域や樹氷以外の蔵王エリア内のコンテンツあるいは冬期以外の季節へ分散・平準化させることにより、蔵王エリア全体として国内外の観光客数・観光消費の底上げを図ることが考えられる。特に、蔵王温泉への訪問数が多くロープウェイを利用しての樹氷観賞客が集中している、台湾やタイをはじめとするアジア圏のインバウンドに対するプロモーション・情報発信を工夫する必要がある。

また、蔵王エリア全体としてはグリーン期の観光客の底上げが必要である一方、同エリア内の蔵王坊平については引き続き冬季も含めてさらなる誘客が必要な状況である。

4 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の業務について受注者の責任のもと適切に実施す

ること。なお、特に（１）、（２）及び（４）の業務実施にあたっては、発注者だけでなく、一般社団法人上山市観光物産協会や蔵王温泉観光協会への意見聴取や協議も丁寧に行うよう留意すること。

（１）動画の制作

動画の制作にあたり、受注者は企画立案、動画構成、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権等の処理等の業務の一切を行うこと。なお、本業務で制作する動画については、YouTubeアカウント「わたしの山形日和。」での公開のほか、その他県の関連サイト（ホームページや観光情報サイト等）やSNSへのアップロードを想定したものである。

①本編動画及びサムネイルの制作

- ・上記**3**での課題意識を踏まえ、蔵王坊平側の樹氷や氷瀑、蔵王温泉側での霧氷等といった蔵王温泉側の樹氷以外の冬季コンテンツや、冬期以外の季節における蔵王エリアの魅力を発信する動画を1本以上制作すること。
- ・主にインバウンドが視聴することを意識して企画立案や編集等を行うこと。また、日本人が観ても内容が理解できる動画となるよう配慮すること。
- ・1本当たりの再生時間や動画本数は指定しないので、予算の範囲内で最も効果的なPRができるよう提案すること。
- ・動画をアップロードする際のサムネイルを制作すること。サムネイルのデザインは、ターゲットの視聴意欲を掻き立てるようなものとなるよう工夫すること。
- ・動画の完成までに、発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

②SNS用ショート動画の制作

- ・①の素材をベースとして、SNS用のショート動画を1本以上作成すること。
- ・Instagramのリール動画やTikTokへの投稿等といった活用を想定しているため、動画は縦型とすること。
- ・1本当たりの再生時間や動画本数は指定しないので、予算の範囲内で最も効果的なPRができるよう提案すること。
- ・動画の完成までに、発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

③各動画の納品

- ・ウェブサイトやYouTubeで再生可能なファイル形式とすること。
- ・DVDに収録し、DVDプレーヤーで再生可能な形式とすること。
- ・県が県関連サイト等で別途公開するにあたり、掲載作業が可能な形式で、データを

納品すること。

- 動画サイズ及び納品形式は、次のとおりとする。ただし、業務遂行するにあたり、より適当な方法があれば、発注者及び受注者協議の上、変更することも可とする。
 - ア) 画面比率は16：9とし、動画はフルハイビジョン（1920×1080px）以上、サムネイルはハイビジョン（1280×720px）かつ2MB以内とする。
 - イ) 動画（再生用） DVD 2枚（※DVDはすべてリージョンコードをALLとし、コピーガード処理を施さないこと。）
 - ウ) 動画（ウェブアップロード用） 電子データ一式（MP4、MOV形式）
 - エ) サムネイル画像及び動画各シーンのキャプチャ画像 電子データ一式（jpg形式）

④動画のYouTube公開

- 動画タイトル及び概要欄を作成の上、①及び②の各動画を完成後速やかに公開すること。なお、動画を公開するYouTubeアカウントは「わたしの山形日和。」とする。
- 動画タイトル及び概要欄の内容は、事前に発注者へ提案した後、発注者と協議のうえ決定すること。

(2) プロモーションの実施

- 上記3での課題意識を踏まえ、冬季の局所的なインバウンド需要を、同時期の蔵王エリアにおける他地域や樹氷以外の蔵王エリア内のコンテンツあるいは冬期以外の季節へ分散・平準化させつつ観光誘客を図るためのプロモーションを1件以上実施すること。
- 蔵王エリアへのインバウンドの訪問数はアジア圏からの旅行者が大半を占めている状況を踏まえ、その中でも最も訪問数の多い台湾、並びにASEAN地域の中でも訪問数が多く雪を含めた自然に関する観光コンテンツへの興味関心が高いタイからのインバウンドをターゲットとする。また、現地旅行会社等の民間事業者に対する送客の働きかけは他の県事業で全体として別途実施されることから、本業務においては両国の一般消費者（個人）へ直接的に訴求するプロモーション内容とすること。ただし、本業務の目的達成により効果的と考えられる国等のターゲットが別であれば提案して差し支えない。
- (1)で制作した動画を適宜活用すること。ただし、本動画の完成を待っては効果的なプロモーションの時期を逸する等の理由がある場合は、この限りでない。
- プロモーションの実施に当たっては、発注者と協議の上、具体的な内容を調整し実施すること。

(3) その他宣伝広告の実施

- 必要に応じて(1)で制作した動画の視聴を促す宣伝広告の実施を検討すること。
※宣伝広告は必須ではないが、予算の範囲内で効果的な宣伝広告ができる場合は提

案して差し支えない。

(4) 次年度プロモーション施策の提案

- ・(2)での実施内容も踏まえながら、(1)で制作した各動画の活用も含め、(2)における同ターゲットに対する令和8年度のプロモーションとして効果的と考えられる施策についてまとめた提案書を作成すること。
- ・提案書の作成にあたっては、一般社団法人上山市観光物産協会や蔵王温泉観光協会などの関係機関にも意見を聴取し、その結果も勘案して施策を検討すること。なお、左記の聴取で出た意見の内容は、集約のうえ提案書内に掲載すること。
- ・提案書内では、施策ごとの費用感や施策の実施想定時期も併せて示すこと。

(5) 業務実施計画書の提出

- ・受注者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、業務内容、スケジュール等）を作成し、発注者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに発注者の承認を受けること。
- ・受注者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間は変更しないこと。

5 成果物

受注者は、成果物として次の書類等を提出すること。なお、提出期限については、(1)～(3)は本業務完了後速やかに、また、(4)は令和8年2月末までとする。

(1) 業務完了報告書（指定様式）：2部 [紙媒体]

(2) 業務実施状況に関する報告書（A4判縦）：1部 [紙媒体]

(3) 4(1)③イ)～エ)の各成果品

※上記(3)の電子データ(4(1)①ウ)及びエ))については、電子データを収録したCD-ROMを1部提出すること。

(4) 4(4)の提案書

6 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その業務目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費及び諸手続きは受注者において負担すること。
- (3) 受注者は、本業務の実施に当たって関係法令を遵守し、本業務による成果品に関する著作権、二次利用、モデルリリース、プロパティリリース等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。
- (4) 本業務の実施においてキャラクター等を起用する場合は、著作権の処理に留意す

ること。また、本業務契約期間の終了後に経費が発生する場合、発注者は当該経費を負担しないものであること。

- (5) 本業務による成果品の著作権及び所有権は全て発注者に帰属するものとし、受注者は著作権及び所有権を成果品の引き渡し時に発注者に無償譲渡すること。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 受注者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。
- (9) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (10) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (11) 受注者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関し、知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (12) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。
- (13) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。
- (14) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (15) 受注者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

7 その他

- (1) 発注者と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。